

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

ひと・里・森がふれあいともに輝く元気なまち計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、久万高原町

3 . 地域再生計画の区域

愛媛県上浮穴郡久万高原町の全域

4 . 地域再生計画の目標

【地域特性】

愛媛県久万高原町は県の中南部に位置し、南北約 30 km、東西約 28 km、総面積は約 583.66 km²と四国一の広さを誇り、標高 1,000mを超える四国山地に囲まれた高原の町である。北部は県都松山市、東温市及び西条市に接し、西部は砥部町、内子町及び西予市、東部、南部は高知県と接しており、役場から車で松山市へ約 50 分（約 34 km）、高知市へ約 2 時間（約 91 km）の距離にある。

町内には日本最後の清流と呼ばれる四万十川よりも水質が良い川として知られる「仁淀川」の源流面河川をはじめ、久万川、黒川、二名川、有枝川などが縦走する水源地域である。また、気温は年平均 12.9 と概して低く、夏季は冷涼、冬季は寒冷で積雪もあり、台風の常襲地帯に属している。

町の歴史は古く、縄文時代の人々の生活の様子を今に伝える上黒岩岩陰遺跡をはじめ、四国霊場第 44 番札所菅生山大宝寺、第 45 番札所海岸山岩屋寺などの歴史的財産を持ち、古くから門前町として栄えてきた。

産業においては、総面積の約 90%を占める山林のもたらす豊富な森林資源をもとに、農林業を基幹産業として発展してきたが、農林家のほとんどが兼業による零細経営であり、現在では就業人口、純生産額において、第三次産業の占める割合が大きくなっている。

また、林業については、高齢化、過疎化による労働力不足を解消するため、第 3 セクター「(株)いぶき」を設立し労働力の確保に努めている。一方、輸入材の増加等により木材価格が長らく低迷しており、地域林業を取り巻く情勢は非常に厳しく、消費者ニーズを的確にとらえ、素材生産から加工流通までを一体化・合理化するなど、林業の活性化に努めている。

農業については、稲作中心から自然条件を生かした高原野菜の生産へと移行し、団地化と流通市場でのブランド化が図られており、観光産業の発展とともに農家所得の向上を目指した観光農園や農産物の加工・販売にも取り組んでいる。

商業では、消費者の購買力が松山市へ流出し、個人商店は衰退傾向にあるため、商店街の再開発及び活性化への取り組み、工業では、製材業、木材関連産業を主に、一次産品に付加価値を加える開発により、町内雇用の拡大が急務となっている。

観光面では、西日本最高峰の石鎚山をはじめ、日本三大カルストの一つ四国カルスト県立自然公園、国指定特別天然記念物八釜の甌穴群、国立公園内の面河溪など豊かな自然環境の観光資源を有しており、ふるさと旅行村、山岳博物館等の施設が整備されるとともに、基幹産業である農林業の体験型施設として、農業公園アグリピア、林業研修センター等の整備を行っている。

また、上黒岩岩陰遺跡をはじめとする多くの遺跡・史跡や久万美術館、天体観測館等の文化施設も整備されており、自然環境、地域環境を生かした都市との交流促進に努めている。

【地域再生の目標】

久万高原町では、「ひと・里・森がふれあいともに輝く元気なまち」というテーマに基づいた取り組みを講じる。特に今回の地域再生事業では「森の再生」と「里の再生」に大別して事業を実施するもので、既存の地域資源の活用と新たな交流人口の増加に結びつけ、地球規模での環境の再生、地域経済の再生を目指すものである。

森の再生については、町の総面積 583.66 km²の約 90%を占める山林、その約 80%が人工林となっている久万高原町において、森林資源の活用こそが町を再生させる大きな要因となっている。

現在、町にある山林は林家自らが整備し良質の材を生み出す産地と高齢化や不在地主等によって放置された荒廃する林野とに大きく2分される。

まず、林家が良質の材を生み出す産地については、引き続き林道網等のインフラを整備し、木材の搬出等を低コストで円滑に行なえる基盤整備を継続して実施する。

その一方で、高齢化や不在地主等によって放置された山林については、官民一体となった「森林再生支援事業」で間伐を実施し、それらを効率的に搬出するための高密度道路網の整備を行うことにより、搬出経費の削減を図る。さらに、流域の荒廃林野については、行政による積極的な介入に

よって、小規模な個人所有者を集めて団地化することにより、計画的かつ効率的な間伐を促進するための新たな林道整備を行うとともに、杉、桧等の針葉樹から、桜、クヌギ、ナラ等の広葉樹へと転換を図り、荒廃林のもたらすさまざまな問題の解決に向けた取り組みの第一歩として位置付ける。また、放置林や労働力不足等の問題を解決するため「(株)いぶき」の充実を図り森林整備に努める。

里の再生については、流域の荒廃林野の整備により災害の少ない安心して暮らせる里作りに取り組む。また、下水処理施設等の整備により清流仁淀川の水質保全に取り組むことにより、下流域の人々との交流を通して清流仁淀川源流の里として、イメージを確立させ入込み観光客の増大を図る。また、道の駅や古い民家を活用した観光拠点である「ふるさと村」等、既存の観光施設等の有効利用と新たに平成 19 年を目処に特産品の販売所を設け農林業の活性化を図る。このような取り組みを一体的に行い、地域の商店街の活性化、定住人口の増加を目指すものとする。

特に、主要道路沿線については、針葉樹から広葉樹への転換を図ることにより、自然そのものを有効な観光資源として再生させ、合併後、新町として新たに選定した観光スポット 21 選の一つである「県指定史跡 仰西渠」へのアクセス道である町道の改良等により、交流人口の拡大に結びつけるとともに、古くから栄えた門前町の商店街として、情緒あふれる一体的な整備を行い、地域経済の活性化・再生を目指す。

(目標 1) 林業振興及び森林機能の改善

(間伐実施面積の 13%増加、放置林 11%減少)

(目標 2) 町が出資する林業担い手育成会社「(株)いぶき」の雇用拡大

(H16 現在常勤 50 名 常勤 5 名増員)

(目標 3) 森林公園の利用した環境学習により、森林に対する意識の改善

(年間利用者 500 人)

(目標 4) 町道整備による過疎地域とのアクセス改善

(待避所 300m 毎に 1 箇所設置)

(目標 5) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率 50% から 70%)

(水洗化率 30% から 50%)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

「森の再生」については、戦後 60 年間で失われた山の自然美、環境を取り戻すため、長期的な展望に立ち、施策を継続させていくものとし、基幹林道の「林道向山線」、「長崎明神山線」及び「東古味西谷線」、並びに林道「ゴンゲン線」、「シロヤマ線」、「竹谷山線」、「ナガサコ線」、「芋坂支線」及び「ヤマゴロ線」を開設することにより、連絡した路線となり広域的な森林施業を図り、「林道梅ヶ谷永子線」の改良・舗装、「林道長崎明神山線」の改良及び「林道トロメキ稲村線」の舗装を行うことにより、施業ポイントまでのアクセス効率化や高性能林業機械等を利用した森林整備も可能となり、森林施業の効率化や放置林の減少が図られる。また、「林道長崎元井谷線」の法面改良により、冬期の霜崩れや雨水等による崩壊などを防止でき、安定した森林施業が可能となる。さらに、「町道中津線」及び「町道宮の前明神線」の拡幅工事を行うことにより、集落から国道へ結ぶ連絡区間で大型木材運搬車との離合や、観光拠点までの一般車両同士の離合ができ、スムーズで安全な通行が可能となる。なお、本計画の道路整備交付金の対象となっている町道中津線については、昭和 58 年 3 月 9 日に町道として認定している。また、林道については平成 15 年 12 月 26 日樹立の中予山岳地域森林計画及び平成 18 年 12 月 28 日変更の同計画に記載されている。

「里の再生」については、水源の里としての責務を果たしながら、地域住民、各種団体などとの協働により地域経済等の再生に向けた取り組みを展開するものとし、公共下水道事業により処理場を増設し処理能力を向上させ、管渠布設等により利用範囲の拡大を図る。また、下水道事業が実施できない周辺地域では浄化槽設置事業により、既存の単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを含め浄化槽設置を推進し、生活様式の向上や公共用水域の水質浄化を図る。なお、本計画の汚水処理施設整備交付金の対象となる公共下水道事業については、平成 16 年 10 月 19 日付けで下水道法第 4 条の規定による認可を受けている。

(5-2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

【施設の種類(事業区域)、実施主体】

- | | |
|----------------|-----------|
| ・町道（久万高原町） | 久万高原町 |
| ・(基幹)林道（久万高原町） | 愛媛県 |
| ・林道（久万高原町） | 愛媛県・久万高原町 |

[事業期間]

- ・町道（平成 17～21 年度）
- ・林道（平成 17～21 年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 0.6km、(基幹)林道 6.1km、林道 25.8km
- ・総事業費 2,609,600 千円
町道 220,000 千円（うち交付金 110,000 千円）
林道 2,389,600 千円（うち交付金 1,192,112 千円）

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・久万高原町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 久万高原町久万処理区
- ・浄化槽 久万高原町内の上記集合処理地域を除く地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～20年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 主要管渠 75～200 8,800m
処理場 1ヶ所
- ・浄化槽（市町村設置型） 110基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 久万処理区で1,004人、浄化槽 下水整備地域を除く地区で244人

[事業費]

- 公共下水道 事業費 1,145,000千円
（うち交付金 600,850千円）
単独事業費 299,000千円
- 浄化槽（市町村設置型） 事業費 104,027千円

(うち交付金 34,674千円)
単独事業費 16,500千円

合計 1,249,027千円
(うち交付金 635,524千円)
単独事業費 315,500千円

(5-3) その他の事業

「森の再生事業」

間伐等の助成事業

木材価格の低下等により森林施業を実施できない所有者に対し、除伐及び間伐等の補助を行い、下草の生える山林へと再生を図る。

間伐等の助成事業計画(平成17年度～21年度)

対象地区	間伐面積	間伐方法	備考
久万高原町全域	1,000ha	本数率30%	

広葉樹林への転換事業

放置林等、町内の林家に対し整備の望めない林野については、災害の未然防止、水源涵養、自然景観の復活、花粉症対策、鳥獣による農作物被害など、懸念されるあらゆる問題への対応策として、長期的な視野に立った行政の積極的な介入によって広葉樹林への転換等の整備を図る。

広葉樹林への転換計画(平成18年度～21年度)

対象地区	転換面積	事業主体	備考
主要河川流域一体	10～20ha	久万高原町	

景観整備事業

主要国道、県道からの景観を損ねる立木についても、冬季の路面对策なども考慮して、積極的な伐採を行い、「快適なドライブ＝海沿いの道」の概念を崩し、美しい山並みのドライブコースとしての景観を整備し観光入り込み客の増加を図る。

景観整備事業計画(平成18年度～21年度)

対象地区	整備面積	事業主体	備考
主要道路沿線	10ha	久万高原町	

森林体験学習事業

町内外の小中学生及び保護者を対象に整備された森林公園等を利用し、森林の持つ機能の大切さ、森林を守ることの重要性など、学習会を通じて正しい森林の知識普及を図る。

森林体験学習事業計画（平成 17 年度～21 年度）

対象地区	利用者	事業主体	備考
限定なし	500 名/年	久万高原町	

森林の管理委託事業

材価低迷及び不在地主等の理由による放置林（過去 10 年程の間、間伐等が行われていない不健全な森林）を「(財)愛媛の森林基金」が所有者と管理委託契約を結び、森林整備を実施する。

森林の管理委託事業計画（平成 17 年度～21 年度）

対象地区	整備面積	事業主体	備考
久万高原町全域	600ha	(財)愛媛の森林基金	

「里の再生事業」

活動の拠点づくり事業

主要国道、県道を利用する人々への情報発信の場として、また地域の特産品の販売の場として、既存の施設、または町有地の貸与により、自主的な地元の活動グループによる青空市など住民自治につながる取り組みを支援するとともに、地域経済の活性化を目指す。

活動の拠点づくり事業計画（平成 19 年度～平成 21 年度）

対象地区	整備箇所	事業主体	備考
久万高原町全域	3	自治会等	

相談窓口の設置

田舎暮らしなどを希望する都市部に居住する中高年者を対象にした専門の相談窓口を設置することにより、移住場所、農地の取得など、第 2 のふるさととしての受け入れ体制を整備し、交流・定住人口の拡大を目指す。

商店街の再生事業

四国八十八箇所の 44・45 番札所の門前町として古くから栄えてきた久万高原町の商店街であるが、近年は車で直接訪れるケースが増え、商店街が寂れつつあることから、商工会などとの連携により、商店街の統一的なデザインの導入、道路占用許可の緩和、お遍路さんへの接待などを主眼に商店街の再

生へ取り組む。

6．計画期間

平成 17 年度～21 年度

7．地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

「森の再生事業」

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握するとともに、関係行政機関及び必要に応じた学識経験者等の参加する「地域再生協議会」により達成状況や内容の評価・検討を行うこととする。

「里の再生事業」

4 に示す数値目標に照らして毎年度末に状況を調査し、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、町当局に事業評価委員会（仮称）を設置し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同協議会において把握し、必要に応じて町に対して適切な措置をとるよう提言する。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。

(添付資料)

- 1．位置図
- 2．工程表
- 3．工程表説明書
- 4．整備箇所図
- 5．イメージ図